

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [退職願の取消](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

退職願の取消

31 退職願の取消

Q 会社から、上司とトラブルを起こしたことに對して「退職願を出さなければ懲戒解雇する」と言われ、退職願を出してしまいました。しかし、考えてみると自分には何の落ち度もありません。退職願を取り消すことはできないのでしょうか。

POINT

- 期間の定めのない雇用契約では、2週間の予告期間を置けばいつでも労働者は退職することができます。
- 期間の定めのある雇用契約では、「やむを得ない事由」があるとき、期間途中で退職することができます。
- 使用者の勧告によって、不本意ながら退職願を提出した場合、錯誤や詐欺・強迫の要件に当てはまれば、その無効・取消を主張できます。



A

1. 退職の手続

期間の定めのない雇用契約では、労働者は2週間の予告期間を置けば何ら理由なくいつでも退職することができます（民法627条1項）。ただ、2週間の予告期間を置かなかつた場合に損害賠償請求が認められる場合もありますから、労働者はこの点に注意が必要です。

これに對して、期間の定めのある雇用契約の場合は、「やむを得ない事由」があるときのみ期間途中で契約の解約ができるとされています（民法628条）。この場合、何が「やむを得ない事由」に該当するかについては、労働契約関係のすべての事情を考慮して判断されますが、あまりに狭く解釈すべきではないでしょう。なお、有期雇用

の上限に関する労基法改正により、雇用契約の上限が1年から3年とされたことにより、暫定措置として、1年を超える雇用期間を締結した場合には、有期雇用契約に関する施行状況の検討により必要な措置がとられるまでの間、当該労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後いつでも退職することができます（一定の事業の完成を目的とするもの・5年までの特例を除く、労基法137条）。

2. 退職願の撤回

退職願は、労働者が使用者の同意がなくても締めるという強い意志を有している場合を除いては、通常、合意解約の申込みであると解されますので、使用者が承諾の意思表示をする前であれば、退職願を撤回することができます（白頭学院事件／大阪地裁判決平9・8・29）。そこで、退職願の撤回をする場合は、内容証明郵便によりできるだけ早く出すことが肝要です。

また、ご相談の場合のように、会社からの勧告や求めによって、不本意ながら退職願を提出して、後にこれを争うことができるかどうかについては、以下のように考えられます。

まず、使用者が当該労働者に客観的に解雇理由や懲戒解雇理由が存在しないことを認識していたにもかかわらず、それが存在するかのよう労働者に思わせて退職願を出させたような場合には、錯誤や詐欺に当たり、その無効や取消を主張することができます（民法95条・96条）。

また、労働者を長時間会社にとどめおくなどして懲戒解雇をちらつかせ労働者に畏怖心を生じさせて退職願を強要した場合には、強迫に当たり退職願は取り消すことができます（民法96条）。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.